

大津市立 上田上小学校「菜の花会」会則

第1条 本会は「菜の花会」と称し、事務局を上田上小学校に置きます。

第2条 目的と活動

本会は保護者と教職員で構成し、地域の方々と関わりながら、児童の成長のために以下の活動を行います。

- ①子どもたちが健やかに育つための環境をつくる活動
- ②学校の教育活動への協力

第3条 会員および入退会の方法

- (1) 本会の会員は、目的と活動に賛同する上田上小学校の保護者と教職員で構成します。
- (2) 本会への入退会を希望する保護者等は、書面、電子メール、その他細則で定める方法により、「つながりファクトリー」に届いた日をもって入会または退会したものとします。

第4条 組織と役割

- (1) 本会は、次のとおりの組織体制で「つながりファクトリー」を構成し、役割分担して活動します。
以下、アからウを合わせて「活動メンバー等」と言います。
 - ア 活動メンバー 若干名
 - イ 会計 1名
 - ウ 会計監査 1名
- (2) 活動メンバーは、それぞれが本会を代表し、その協議によって、次の役割を分担して担当します。
(口座名など個人名を記す必要がある時は、活動メンバー等の保護者の中で、互選によって1名を選出する)
 - ① 会員に周知する情報の発信と意見聴取（第7条に定める部会の設置に関するものも含む）
 - ② 総会の開催と総会議事録の作成
 - ③ 学校や地域から依頼される会議への参加もしくは希望者からの参加者選定（学校運営協議会、業者選定、通学路点検、地域各種団体からの会議等）
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理し、予算、決算を会員に報告します。
- (4) 会計監査は本会の会計事務が適正に行われているかどうかを確認し、その結果を会員に報告します。

第5条 つながりファクトリー（活動メンバー・会計・会計監査を指す）の選任方法

- (1) 活動メンバー、会計は、保護者である会員（以下、「保護者会員」といいます。）から選任します。
- (2) 会計監査は、教職員である会員（以下、「教職員会員」といいます。）から選任します。
- (3) 活動メンバー等になろうとする会員は、前年度の1月末日までに「つながりファクトリー」に対して書面で立候補する。当該年度の活動メンバー等が選出に関わることとし、つながりファクトリーは、次年度の活動メンバー等の立候補者（以下、「立候補者」といいます。）を会員に周知します。
- (4) 立候補者の選任に反対する会員は、前年度の2月末日までに、書面にて、つながりファクトリーに対し、立候補者名を特定して反対の意見を表明することができます。会員の過半数が反対の意見を表示した場合には、当該立候補者は、選任されないものとします。
- (5) つながりファクトリーは、翌年度の活動メンバー等が選任された場合には、会員に対し、書面その他の方法で周知します。
- (6) 次のア、イいずれかに該当する場合には、つながりファクトリーは、会員に対し、書面その他の方法で周

知します。

ア 翌年度の活動メンバーが1名以下となることが見込まれるとき

イ 翌年度の会計又は会計監査がないことが見込まれるとき

(7) 活動メンバー等の任期は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの1年間です。

継続する際は、第3項、第4項に沿って会員に周知する。

(8) 次条の定めにより活動を休止している年度における翌年度の活動メンバー等の選任については、本条の第3項から第6項の定めは適用しません。

第6条 活動休止

(1) つながりファクトリーは、次のいずれかに該当する場合には、前条第6項の周知の日から、2週間以内に、同項に定めるア及びイのいずれかが解消されない場合には、翌年度の本会の活動休止を決定することができます。この場合、つながりファクトリーは会員に対して、その旨を書面その他の方法で周知し、当該周知をもって、翌年度の活動休止の効果が発生します。

(2) 前項の規定により活動を休止する場合には、本会は、当該年度は、第8条に定める総会を開催せず、会員に対し、第9条に定める会費の納入を求めません。なお、本会の活動休止中であっても、第8条に定める各部会は、部会員の決定により、任意で活動を継続することができるものとします。

(3) 活動を休止している年度に、新規に入会又は退会を希望する者があるときは、学校長に提示します。

(4) 活動を休止している年度の翌年度の活動メンバー等の選任は、立候補者となろうとする者が、前年度の1月末日までに、自ら、全会員に対し書面その他の方法で立候補の意思を示して行うものとします。この場合において、特定の立候補者に対する反対の意見表明は、前年度の2月末日までに、当該意見を表明する者が自ら、全会員に対して、その旨を書面その他の方法で通知して行うものとし、会員の過半数が反対の意見を表示した場合には、当該立候補者は、選任されないものとします。

(5) 前項の手続きの結果、翌年度も、前条第6項のア及びイのいずれかが解消されない場合には、本会は、さらに1年、活動を休止するものとします。

(6) 翌年度の活動メンバー等がすべて選任された場合には、翌年度の活動メンバー等となる者のうち、任意の者が、会員に対し、書面その他の方法で、翌年度の活動メンバー等が選任されたこと、および、翌年度活動を再開することを通知するものとします。

(7) 前項に定める通知がされた場合には、当該通知の翌年度、本会の活動は再開されます。

第7条 部会

(1) 本会の目的を達成し、その活動を円滑にするため、次の部会を設置します。

各部会は、それぞれ、本項に定める活動を中心として、部会の協議で定めた活動を行います。

部会のメンバーは、活動日や活動内容を会員に知らせ、会の目的を共に達成します。

会員は、複数の部会に参加することができます。

ア 畑部

学校に協力して、スクール農園の運用サポート

イ 地域の活動サポート部

青少年学区民会議などの活動をサポート

ウ 本読みボランティア部

月一回の朝の本読みや、図書室の環境整備など

エ 環境整備部

校内外の環境整備

オ 菜の花部

菜の花漬けに関わる活動

カ 学校 PR 部

入学説明会・学校公開など学校に協力

- (3) 前項に定める他、本会は、つながりファクトリーの決定によって、新規の部会を設置することができます。
- (4) 前項に定める新規の部会の設置を希望する会員は、つながりファクトリーに対し、書面その他の方法で、部会の名称、活動内容、初期活動メンバー、活動に必要な予算その他の事項を明示して、部会の設置を提案することができます。
- (5) 提案を受けたつながりファクトリーは、書面その他の方法で、会員に対して提案内容を周知し、期限を定めて、設置の可否に関する意見を求めます。
期限までに、会員の過半数が反対の意見を表示した場合には、当該新規部会は設置されないものとし、それ以外の場合には、設置が承認されたものとして、期限の日の翌日に当該部会が設置されます。
- (6) 部会は、構成員となることを希望した会員（以下、「部会員」といいます。）
で構成します。部会員となろうとする会員は、つながりファクトリー又は部会に加入の申し出をし、部会の承認（部会が休部中はつながりファクトリーの承認）を受けることによって加入することができます。
- (7) 部会の活動は、各部会が任意に定めて実施するものとし、各部会は、毎年の総会において、活動予定と活動結果を報告します。
- (8) 当該年度の部会員が1名もいなかった部会は、休部とします。

第8条 総会

- (1) 総会は、全会員をもって構成されるこの会の最高意思決定機関です。
- (2) 総会は、活動方針、予算、決算、会則の変更、その他活動に関する重要事項を審議し、決定します。
- (3) 定時総会および臨時総会は、対面、オンライン、または書面のいずれかの方法で開催します。いずれの方法で開催するかは、つながりファクトリーが決定し、会員に対し、方法を示して召集します。
- (4) 定時総会は、毎年5月開催します。
- (5) 臨時総会は、つながりファクトリーが必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上から請求があったときに開催します。
- (6) 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立します。議決権は1家族、1票とします。
オンライン開催の場合には、会議への接続者を出席者とみなし、書面開催の場合には、第8項で定める議決権行使書面を提出した者を出席者とみなします。
- (7) 総会の議事は、出席者の過半数で議決します。
- (8) 会員は、総会への出席に代えて、委任状により定めた代理人によって、又は、議決権行使書面によって、議決権を行使することができます。これらの方法によって議決権を行使した会員は、総会の出席者に含めるものとします。

第9条 会計

- (1) 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終了します。
- (2) 本会の会計は、会費、寄付金、補助金、事業収入、その他の収入をもって充てます。
- (3) 会費は、会員の子である在籍児童1名につき年額3000円（月割り額250円）とします。ただし、会員の子である在籍児童が2名以上いる場合には、2名目以降の児童については、1名につき、1200円

(月割り額100円)とします。

- (4) 会員は、つながりファクトリーの定める方法に従い、年度当初に1年分の会費をまとめて納入します。
集金方法は、学校事務に委託する。
年度途中で入会した場合には、入会した日の属する月から月割り額で計算するものとし、
入会月の翌月末までに納入します。
- (5) 年度途中で退会した場合でも、すでに納入済の会費は返還しません。
- (6) 第3項の定めに関わらず、この会は、総会の決議をもって、各年度の会費の額を変更することができます。

第10条 会計監査

- (1) 会計監査は、毎年、会計年度の終了する日までに、当該年度の本会の会計の内容について、つながりファクトリーから報告を受け、会計資料を基に、その内容の適正を確認します。
- (2) 会計監査は、当該年度の末日までに、つながりファクトリーに対し、会計監査結果を報告する書面を提出します。
- (3) つながりファクトリーは、翌年度の定時総会において、会計監査から受領した会計監査結果を書面にて会員に報告します。

ただし、第6条第1項の定めにより、翌年度の活動休止が決定されたときは、会計監査結果を受け取った年度のつながりファクトリーが、同年度末までに会計監査結果を書面にて会員に報告することをもって、前項の報告に代えるものとします。

第11条 細則

本会の細則は、つながりファクトリーが協議して定めるものとし、
書面その他の方法で会員に周知することをもって、効力が発生します。

第12条 会則変更

本会の会則の変更には、総会において、出席者の3分の2以上の賛成を得ることが必要です。

第13条 議決権の行使等に関する特則

本会則により、書面による議決権の行使ができる場合には、これに代えて、
電磁的方法によって議決権を行使することができます。